

佐倉市制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、制限付き一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2に規定する資格を定めて実施する一般競争入札をいう。以下同じ。）を行う場合において、法令等に別に定めるもののほか、事務処理等に関し、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 佐倉市財務規則（平成元年規則第6号。以下「財務規則」という。）第141条各号に定める金額を超える事業は、制限付き一般競争入札に付するものとする。ただし、施行令第167条の2第1項各号の規定により随意契約を行う場合はこの限りでない。

(入札参加者の資格要件)

第3条 佐倉市契約事務要綱（平成13年4月1日制定。以下「契約事務要綱」という。）第6条第3項に規定する事業所の所在地、事業の経験、技術的適性の有無等に関する資格要件の設定に係る基準は、別に定める。

(資格要件の決定)

第4条 入札参加者の資格要件は、事業担当課において作成し、契約担当課に通知するものとする。

2 前項の場合において、契約事務要綱第8条の規定により佐倉市入札参加資格審査委員会の意見を聴く場合は、契約担当課長は、佐倉市入札参加資格審査委員会に諮る日時を、事業担当課長に、できるだけ速やかに通知するものとする。

(入札の執行)

第4条の2 事業担当課長は、制限付き一般競争入札により事業を執行しようとする場合には、契約締結請求書（様式第1号）により、契約担当課長に入札の執行を依頼するものとする。

2 契約担当課長は、前項の規定により入札執行の依頼を受けたときは、契約事務要綱第9条に定める方法により公告するものとする。

(設計図書等の配布等)

第5条 制限付き一般競争入札に付する事業の実施に関する条件を記した事業説明書（様式第2号）、仕様書、図面その他参考図書（以下「設計図書等」という。）は、入札参加者に有償又は無償により配布し、縦覧に供し、又は貸し出すことができる。

2 設計図書等の配布方法は公告に明記しなければならない。

3 設計図書等を無償で配布する場合は、開札日時までに、配布した設計図書等を事業担当課へ返却させなければならない。ただし、電磁的な方法により配布したものはこの限りでない。

(質問及び回答)

第6条 事業担当課は、入札参加者から公告に規定する質問書の提出期限日時までに提出された設計図書等に関する疑義に係る質問について、公告に規定する回答期限日までに、当該質問をした入札参加者に回答しなければならない。

2 前項の質問は、入札参加者が事業説明質問書(様式第3号)を事業担当課に提出することで行う。また、質問に対する回答は、事業担当課が事業説明の質問に対する回答書(様式第4号)を入札参加者に送付することにより行う。

(入札参加申請の受付)

第7条 契約担当課長は、公告で定める入札参加申請の期間中に、入札参加者から、誓約書及び実績等届出書(様式第5号。以下「参加申請書」という。)の提出により入札参加申請があったときは、内容を確認の上、受理しなければならない。

2 電子入札においては、電子入札システムにより参加申請書を提出させるものとする。ただし、電子認証書の更新その他の理由により電子入札システムでの参加申請書の提出が困難な入札参加者については、紙入札方式参加届出書(様式第6号)を参加申請書とともにファクシミリ又は持参により提出させることができる。

3 郵便入札においては、ファクシミリ又は持参により参加申請書を提出させるものとする。

4 第1項の規定により参加申請書を受理するときは、電子入札システムによる場合を除き、参加申請書に受付印を押印するものとする。

5 契約担当課長は、参加申請書を受理したときは、当該参加申請書を提出した入札参加者に、次の各号に掲げる方法で、その旨を通知するものとする。

(1) 電子入札システムで提出されたときは、電子入札システム

(2) ファクシミリで提出されたときは、ファクシミリ又は電話

(3) 持参により提出されたときは、受付印を押印した参加申請書の写しの返却

(入札参加資格の確認)

第8条 市長は、参加申請書を提出した入札参加者の入札参加資格要件を確認し、当該要件を満たす者全員の入札参加を認めなければな

らない。

- 2 前項の規定にかかわらず、参加申請書を受理した日から開札日までの間、公告した入札参加資格要件を満たさない事実があった場合等特別な事由があるときは、入札参加資格を取り消すことができるものとする。
- 3 契約担当課長は、郵便入札による場合は、入札参加者について、制限付き一般競争入札参加希望業者一覧（様式第7号）を作成するものとする。

（確認結果の通知）

第9条 市長は、入札参加資格について決定したときは、速やかに次の各号に掲げる方法により入札参加者に通知するものとする。

- (1) 電子入札システムで参加申請をした者は、電子入札システム
- (2) 持参又はファクシミリにより参加申請をした者は、電話。ただし、入札参加資格なしと決定された者については、後日、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第8号）を送付するものとする。

（無資格者の苦情申立て）

第10条 入札参加資格要件の確認の結果、資格が無いと通知された者からの苦情申立てに関する手続きについては、別に定める。

（入札の執行）

第11条 入札回数は1回とする。

- 2 入札金額内訳書（様式第9号。単価契約の事業にあつては、入札金額付表（様式第10号）。以下同じ。）の添付がない入札は無効とする。ただし、公告の規定により添付を求めない場合は、この限りでない。
- 3 電子入札においては、電子入札システムにより入札させるものとする。ただし、紙入札方式参加届出書を提出した者（以下「紙入札参加者」という。）については、簡易書留その他の配達記録が残る郵便又は持参により入札書（様式第11号）を提出させるものとする。
- 4 郵便入札においては、簡易書留その他の配達記録が残る郵便により入札書を提出させるものとする。
- 5 第3項ただし書又は前項の規定により提出させる入札書は、入札金額（消費税及び地方消費税の額抜きとする。以下同じ。）、自己の名称又は商号（押印を含む。）、事業名称、事業場所及び入札書作成日を明記させるものとする。
- 6 前項の入札書は、入札金額内訳書とともに、表面に宛名及び入札

書在中の旨を記載し、裏面に事業名称、開札日時、自己の所在地又は住所及び名称又は商号を明記した封筒に入れ、封印して提出させるものとする。

- 7 契約担当課長は、入札参加者が入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回を認めてはならない。
(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、開札執行日時までに入札を辞退することができる。

- 2 電子入札における入札の辞退は、入札書提出期間内にあつては、電子入札システムにより、入札書提出期間が過ぎた後は、辞退届(様式第12号)により、入札の辞退を受け付けるものとする。ただし、紙入札参加者については、次項の規定を準用する。

- 3 郵便入札における入札の辞退は、辞退届により、入札の辞退を受け付けるものとする。

- 4 入札の辞退をした者が入札書を提出した場合は、入札書の提出と辞退の意思表示の前後を問わず、入札を辞退したものとする。

(未入札)

第13条 入札参加者が、入札書提出期間中に入札書を提出せず、開札執行日時までに入札の辞退をしない場合は、当該入札参加者は未入札として取り扱う。

(開札の執行)

第14条 契約事務要綱第16条第1項に規定する入札執行者は、公告で規定する開札日時を経過するまでは、開札を行ってはならない。

- 2 入札執行者は、入札者又は入札に関係のない職員を開札に立ち会わせるときは、開札に先立ち、開札立会人を指名するものとする。

- 3 入札執行者は、公告の規定により調査基準価格又は最低制限価格を設けたときは、開札に先立ち、調査基準価格又は最低制限価格を設けていること及び最低の価格をもって入札した者が落札者とならない場合があることを宣言するものとする。

- 4 電子入札において、紙入札参加者を認めている場合は、入札執行者は、開札に先立ち、その旨を宣言するものとする。

- 5 電子入札の開札は、電子入札システムで行う。この場合において、紙入札参加者の入札は、入札書の金額を読み上げたうえ、電子入札システムに入力し、開札立会人に確認させるものとする。

- 6 郵便入札の開札は、入札書の金額を読み上げたうえ、開札立会人に確認させるものとする。

- 7 開札に立ち会う事業担当課の職員は、開札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した入札者（総合評価方式による入札にあっては、最高の評価を得た入札者をいい、最低制限価格を設けている場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格を提示した入札者をいう。以下「落札候補者」という。）の入札金額内訳書の内容に不備がないか確認するものとする。ただし、公告の規定により入札金額内訳書の添付を求めている場合はこの限りでない。
- 8 前項の確認の結果、入札金額内訳書の内容に不備がないことが確認されたときは、入札執行者は、落札候補者を落札者として決定するものとする。
- 9 総合評価方式による入札の場合を除き、落札候補者で入札金額内訳書の内容に不備がないものが2者以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札の方法が郵便入札のときは、入札執行者は、落札者の決定を保留し、くじ引きを行う日時を指定し、当該日時にくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。なお、総合評価方式による入札の場合は別に定める。
- 10 調査基準価格を設けた場合で、落札候補者の入札金額が調査基準価格に満たないときは、第8項の規定にかかわらず、入札執行者は、落札者の決定を保留し、佐倉市低入札価格調査委員会の審議に付することを宣言するものとする。
- 11 開札の結果、落札候補者となるべきものがない場合は、入札執行者は、入札の不調を宣言するものとする。
- 12 開札終了後、開札立会人は書面により適正に開札の執行がなされたことの証をしなければならない。

（入札結果の通知）

第15条 入札執行者は、落札者が決定したとき、又は入札が不調になったときは、速やかに入札者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 前項の場合において、落札者を除く入札者に対する通知は、入札結果の公表をもって代えることができる。

（秘密の保持）

第16条 入札参加者から提出された参加申請書その他の書類は返還しない。

（参加申請書その他の書類の虚偽記載）

第17条 入札参加者から提出された参加申請書その他の書類に明らかに虚偽があり、市長が特に注意を喚起する必要がある場合には、当該入札参加者に書面をもって通知するものとする。

- 2 参加申請書その他の書類の虚偽記載の内容が特に悪質と認められる者は、指名保留、指名停止又は資格抹消の措置を講ずることができる。

(補則)

第18条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。
(旧要領の廃止)
- 2 この要領の施行に伴い、佐倉市制限付き一般競争入札実施要領(平成18年4月1日制定)及び佐倉市制限付き一般競争(郵便)入札実施要領(平成18年4月1日制定)は、廃止する。
(適用区分等)
- 3 この要領は施行日以降に公告する事業から適用し、施行日以前に公告した事業については、旧要領は、なお、効力を有する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日決裁 佐契第914号)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日決裁 佐契第1145号)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。